平成２９年（フ）第２５８号
和歌山市土入291番地８
債務者　杉野小百合
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６３号
和歌山市井辺425番地34
債務者　吉田　昌世
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
山形県鶴岡市山王町３番23号
債務者　今野　美枝
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第３７号
山形県鶴岡市大西町38番29号　タツミコーポ103号
債務者　佐藤　洋平
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第３７８号
神奈川県横須賀市汐見台１丁目９番404号、申立時の住所神奈川県座間市栗原中央４丁目15番10号　ニューライフ座間栗原寮９号
債務者　市川　俊行
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６１２号
大阪市旭区高殿６丁目８番14号　清水ハイツ204
債務者　厚見　理恵
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７２号
大阪府東大阪市長田東３丁目３番45―809号
債務者　青木　克弘
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５４号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目60番地の３チュリス久宝寺508号
債務者　武田　元治
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９４号
大阪府茨木市南春日丘７丁目３番26号の14　サンビレッジ南春日丘Ｇ棟　102号、前住所大阪府茨木市豊原町７番24号の３
債務者　勝浦　賢一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８３号
大阪府高槻市永楽町８番16号　レオネクストコンフォート永楽302号
債務者　柴田　　健
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９０号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目５番２号　リバード東住吉　102号、前住所大阪市東住吉区住道矢田９丁目17番12号
債務者　道口　忠孝
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９２号
大阪市城東区今福西２丁目10番６号
債務者　西原照道こと　韓　　在華
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５３号
大阪府東大阪市瓢箪山町３番６号　川口ビル303号
債務者　五阿彌永子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８２号
大阪府八尾市南木の本５丁目43番地の２　きららハイム108号
債務者　本安　　学
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０８号
大阪府門真市末広町33番２―305号
債務者　竹岡　麻紀
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３６号
大阪府三島郡島本町東大寺３丁目66番地の10
債務者　辻　　亜希（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４４号
大阪府豊中市城山町１―９―１　社会医療法人北斗会さわ病院、住民票上の住所大阪府吹田市藤白台３丁目１番36―604号
債務者　加門　　清
法定代理人成年後見人　細田　祥子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部